

第40期

定時株主総会 招集ご通知



開催日：2022年6月21日（火曜日）

開催場所：大阪市北区梅田一丁目8番8号
ヒルトン大阪 4階「金の間」

決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役6名選任の件

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

目次

第40期定時株主総会

招集ご通知…………… 1

(提供書面)

事業報告

1.企業集団の現況…………… 6

2.会社の現況…………… 18

連結計算書類…………… 26

計算書類…………… 28

監査報告書…………… 30

株主総会参考書類…………… 36



株式会社日本トリム

東証プライム（証券コード：6788）

2022年6月6日

株 主 各 位

大阪市北区大淀中一丁目8番34号

株 式 会 社 日 本 ト リ ム

代表取締役社長 森 澤 紳 勝

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、可能な限り書面又はインターネット等により事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2022年6月20日（月曜日）営業時間終了の時（午後6時00分）までに議決権を行っていただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月21日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区梅田一丁目8番8号
ヒルトン大阪 4階「金の間」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。)

<お土産の配布取りやめのお知らせ>

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

<経営方針説明会中止のお知らせ>

例年、株主総会終了後に、当社グループの経営方針、目指す将来像についてご理解を深めていただくため、「経営方針説明会」を開催しておりましたが、今般の新型コロナウイルスの感染リスク低減のため、開催時間短縮の観点から、「経営方針説明会」は中止とさせていただきますことといたします。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第40期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第40期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. インターネット開示についてのご案内

当社は、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、提供書面のうち次に掲げる事項を当社ウェブサイト（<https://www.nihon-trim.co.jp>）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。

- (1) 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- (3) 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

従いまして、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nihon-trim.co.jp>）に掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

議決権行使は、以下の方法がございます。36ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## ■ 株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（ご捺印は不要です）。また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

開催  
日時

2022年6月21日（火曜日）午前10時

## ■ 郵送による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使  
期限

2022年6月20日（月曜日）  
営業時間終了の午後6時到着分まで

## ■ インターネット等による行使の場合



当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>

行使  
期限

2022年6月20日（月曜日）  
営業時間終了の午後6時まで

詳細は次ページを  
ご覧ください

- 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権を電磁的方法（インターネット等）により複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。



# インターネット等による議決権行使について

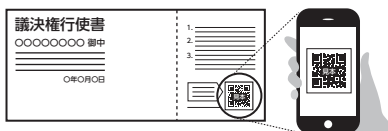
行使期限

2022年6月20日（月曜日）営業時間終了の午後6時入力まで

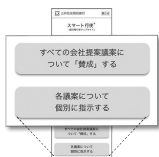
## QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願い致します。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネット等による議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行 ウェブサポート専用ダイヤル

☎0120-652-031 受付時間：午前9時～午後9時

## ■ 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

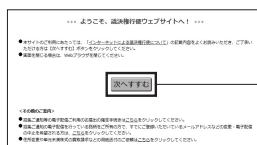
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「CJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へ進む」をクリック

- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## <株主様へのお願い>

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。
- ・株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nihon-trim.co.jp>) より、発信情報をご確認下さいますよう、併せてお願い申し上げます。
- ・株主総会開催日現在の感染状況やご自身の健康状態にもご留意いただき、当日のご出席についてご判断下さいますようお願い申し上げます。
- ・感染の影響が大きいとされているご高齢の株主様や基礎疾患がある株主様、妊娠されている株主様におかれましては、ご出席はお控えいただくことをお勧めいたします。
- ・会場受付付近で、株主様のための消毒液を設置いたします。
- ・ご来場の株主様は、マスクの着用をお願い申し上げます。
- ・株主総会会場につきましては、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数がコロナ禍以前より大幅に減少いたしますので、その旨あらかじめご了承のほど、よろしくようお願い申し上げます。
- ・その他、株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・株主総会の議事は円滑かつ効率的に執り行うことで、例年より時間を短縮して実施する予定です。

## (提供書面)

### 事業報告 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

#### 1. 企業集団の現況

##### (1) 当連結会計年度の事業の状況

###### ①事業の経過及び成果

当社グループは、“快適で健康なヒューマンライフの創造に貢献する”ことを企業理念としております。

当社は、本年、創立40周年を迎えます。当社グループは、次の10年において持続的成長を実現すべく、創業来のベンチャー精神をもって、グローバルなメディカルカンパニーに向けてチャレンジし続けます。

ウォーターヘルスケア事業では、水を科学し、機能水「電解水素水」により、健康をメインに、農業、工業などさまざまなシーンで貢献していくことを目指しております。当社の「電解水素水整水器」は「胃腸症状の改善」に効果が認められた家庭用医療機器です。当社では、電解水素水に含まれる「水素」の抗酸化性に着目した様々な産学共同研究を実施しております。整水器の普及拡大により、生活習慣病等の疾病リスクを軽減する予防医療に、さらには医療費削減に貢献してまいります。整水器事業では、アクティブユーザー300万世帯（浄水カートリッジのみで年間売上200億円）を目指します。その実現に向け、エビデンス強化、WEBマーケティングの強化、新たな販売チャネル開拓、これら施策と連動した商品開発に引き続き取り組んでまいります。

医療関連事業では、機能水の血液透析への応用「電解水透析」において、透析患者の方々のWell-beingにスポットを当てた取り組みを展開しております。その結果、家庭復帰・社会復帰へ向けての定性評価、定量評価が確認されており、次世代治療法として大きく期待されております。まずは、国内約4,500施設の約7%にあたる300施設への導入を、そして、グローバルスタンダード透析療法としての普及拡大を目指してまいります。

再生医療分野では、国内シェア99%の民間さい帯血バンクである株式会社ステムセル研究所が、「あたらしい命に、あたらしい医療の選択肢を。」をスローガンに、新しい医療の道の開拓への貢献に取り組んでおります。

これら当社グループの事業を通じて、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献できると考えております。プライム市場上場企業として、SDGs、ESGへの取組みは必須であると認識しており、具体的な対策を推進するとともにその発信にも鋭意取り組んでまいります。

当連結会計年度における当社グループの売上高は16,276百万円（前期比9.2%増）、営業利益は1,998百万円（同8.6%減）、経常利益は2,091百万円（同11.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,940百万円（同27.4%増）となりました。当連結会計年度の売上高は、整水器事業で新たな販売チャネルとして注力しておりますWEB販売の伸長やインドネシア事業および再生医療分野のグループ事業の成長、また、収益認識基準の変更による影響などにより前期比9.2%増となりました。一方、コロナ禍で営業活動自体が制限されていた前期に比べ、当期は営業費が増加したことや、WEB販売での先行投資、部材調達コスト増などにより、営業利益が同8.6%減、経常利益が同11.3%減となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、中国病院運営事業関連の債権譲渡および株式会社システムセル研究所の株式売り出しにより税金費用が減少した結果、同27.4%増となりました。

セグメント別の業績は以下の通りであります。

#### [ウォーターヘルスケア事業]

国内の整水器販売事業では、当連結会計年度の整水器売上高が7,276百万円（前期比9.9%増）となりました。職域販売部門では、職域セミナー数は、第3四半期において一時回復したものの、オミクロン株の蔓延により、第4四半期のセミナー数は、前年同期比で約74%の結果となりました。第3四半期より取り組んでおります営業力の底上げを目的とした営業トークの見直しにより、販売効率向上に成果が表れてきているもののセミナー数減少をカバーするには及びませんでした。3月21日のまん延防止等重点措置の全面解除の後には、セミナー数は徐々に増え、4月、5月のセミナー数は前年同期比14%増程度まで回復しております。一方、コロナ後に、職域販売部門で5,000台/月・取付紹介販売部門で1,700台/月を実現できる体制構築に向けて、各営業人員のスキル向上、人員増強を引き続き進めております。

卸・OEM部門におきましては、既存取引先もコロナ禍により苦戦する結果となりました。現在、国内外での販売拡大に向けて新たに複数社とOEMの商談を進めており、次期は回復を見込んでおります。

2020年12月から先行投資を進めているWEBマーケティング部門では、当期の売



上高が476百万円となり、着実に伸長しております。CPA（顧客獲得単価）とのバランスをとりながら、ブランディングの強化と販売プロセスの効率化を進め、さらに伸ばしてまいります。

ストックビジネスであるカートリッジ販売（国内）につきましては、当連結会計年度の売上高は4,802百万円（前期比0.8%増）となりました。

海外では、インドネシアのボトルドウォーター事業を展開するPT.SUPER WAHANA TEHNOの売上高が1,402百万円（前期比22.7%増、2021年1月～12月実績）となり、過去最高の売上高を記録しました。当期初は外出制限によりペットボトルの店頭への販売が減少したものの、現地政府のウィズコロナ戦略による人流の回復に伴い販売数は回復し、一方、各家庭へのガロン販売は堅実に伸長いたしました。コロナ後は、インドネシア経済の中長期的な成長トレンドへの加速が見込まれることから、引き続き現地パートナーのシナルマグループと全面的に協働し、事業拡大に取り組んでまいります。

研究開発においては、2021年5月に電解水素水が「二日酔いの原因であるアセトアルデヒドの量を低減し、肝細胞を保護」という共同論文（早稲田大学）を科学誌「Antioxidants」に、そして2021年7月には「2型糖尿病患者のインスリン高値を改善」という共同論文（東北大学）を日本糖尿病学会欧文誌「DiabetologyInternational」にそれぞれ発表しており、飲用後の効果に関する研究が大きく進展しました。現在、理化学研究所との共同論文2報を含め4報を投稿中です。引き続き新たな効果の認証取得も視野に研究体制強化につとめてまいります。

以上の結果、ウォーターヘルスケア事業の売上高は14,367百万円（前期比8.2%増）、営業利益は1,821百万円（同14.0%減）となりました。

#### [医療関連事業]

電解水透析事業では、現在27施設、799床で約2,400例の方々が電解水透析治療を受けられております。これは、先行して展開されている透析療法の家庭血液透析の約720例、頻回・長時間血液透析の約600例、PD+HD併用療法の1,863例よりも多く、新規治療法としての実績も積み上がってまいりました。当連結会計年度におきましては、コロナ禍の影響で病院への訪問制限など、営業活動に大きな影響を受けました。その中でも、ウェビナーなど可能な営業活動を精力的に展開し、現在、2年以内に導入可能性のある58施設からの要請で見積もり（総計約12億円）を出して商談を

進めております。また、全国展開する大手病院グループの主病院や地域で主導的立場の病院への導入を進めており、それらを起点に更に普及を促進してまいります。研究活動においては、昨年6月に開催された第66回日本透析医学会学術集会で、電解水透析治療後の高血圧治療薬（降圧剤）投与量が21.6%、貧血改善剤の投与量が17.3%減少したとの報告や、日本国内の透析患者の粗死亡率10.1%に対して電解水透析患者の粗死亡率が3.7%と、6.4%低かったという観察結果が発表されております。また、10月には、聖路加国際病院、東北大学病院などと英国誌「Renal Replacement Therapy」にて、電解水透析により透析患者の重度の透析関連疲労感が8週間経過後にほぼ消失したとの研究成果が発表されており、今後の電解水透析の普及拡大に確信を得ました。

再生医療関連事業では、株式会社ステムセル研究所が2021年6月25日に東京証券取引所マザーズ市場（現在は、グロース市場。証券コード：7096）に上場いたしました。同社におきまして、一昨年より実施しているデジタル・マーケティング活動の強化、そして昨年4月より新たに開始した、日本初の「さい帯保管サービス」が寄与し、過去最高の売上高を計上いたしました。また、今後の検体数の増加を見据えて、従来の3倍の規模に対応できる横浜細胞処理センター及び第二保管センターを今期稼働させ、今後の更なる業績の拡大に対する備えを行っております。

再生医療分野での研究開発につきましては、日本国内においては、高知大学医学部附属病院や大阪公立大学医学部附属病院等における「さい帯血」による、小児神経疾患を対象とした臨床研究が、米国においては、デューク大学での第Ⅱ相臨床研究の成果を受け、さい帯血による脳性麻痺等の治療を行う専門クリニックの設立が進められる等、大きく進展しております。また、引き続き東京大学医科学研究所及び東京大学医学部附属病院との小児形態異常等の先天性疾患に対する「さい帯」を用いた治療法の開発、大阪大学大学院医学系研究科との「さい帯」を用いた新たな半月板治療法の開発等、再生医療分野でのアカデミアとの共同研究にも注力しております。

中国の病院事業につきましては、昨年2月に公的保険適用の診療が始まり、来院者数・稼働率ともに増加しております。2022年度中の月次黒字化を目指しております。

以上の結果、医療関連事業の売上高は1,909百万円（前期比16.8%増）、営業利益は177百万円（同157.4%増）となりました。

## ②設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は585百万円であり、その主なものは、当社の基幹業務システムの刷新や、株式会社ステムセル研究所の細胞保管センターの新設であります。

## ③資金調達の状況

当社の子会社である株式会社ステムセル研究所は、2021年6月25日付で東京証券取引所マザーズ市場（現在は、グロース市場。証券コード：7096）へ上場いたしました。それに伴う公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、659百万円の資金調達を行っております。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                   | 2019年3月期<br>(第37期) | 2020年3月期<br>(第38期) | 2021年3月期<br>(第39期) | 2022年3月期<br>(当連結会計年度)<br>(第40期) |
|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高 (百万円)             | 15,179             | 16,116             | 14,911             | 16,276                          |
| 経常利益 (百万円)            | 2,121              | 1,007              | 2,357              | 2,091                           |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 1,250              | 218                | 1,523              | 1,940                           |
| 1株当たり当期純利益 (円)        | 157.05             | 27.67              | 195.45             | 250.58                          |
| 総資産 (百万円)             | 22,613             | 22,416             | 24,931             | 26,590                          |
| 純資産 (百万円)             | 17,395             | 17,123             | 17,822             | 20,802                          |
| 自己資本比率 (%)            | 75.5               | 74.9               | 69.8               | 74.5                            |

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社との関係

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

| 会社名                   | 資本金             | 議決権の<br>所有割合       | 主要な事業内容                                     |
|-----------------------|-----------------|--------------------|---------------------------------------------|
| 株式会社トリムエレクトリックマシナリー   | 50,000 千円       | 100.0 %            | 電解水素水整水器等の製造                                |
| 株式会社トリムライフサポート        | 30,000 千円       | 100.0 %            | 電解水素水整水器の取付及び<br>アフターサービス                   |
| 広州多寧健康科技有限公司          | 900 千<br>ドル     | 100.0 %            | 電解水素水整水器等の輸入販売                              |
| PT.SUPER WAHANA TEHNO | 35,640 万<br>ルピア | 50.0 %             | ボトルドウォーターの製造販売                              |
| 株式会社トリムメディカルホールディングス  | 10,000 千円       | 100.0 %            | 先進的医療関連事業を展開す<br>る子会社の管理・運営                 |
| 株式会社ステムセル研究所          | 704,805 千円      | 72.1 %<br>[72.1 %] | 細胞バンク事業                                     |
| ストレックス株式会社            | 34,641 千円       | 54.0 %<br>[54.0 %] | 医薬研究用機器・医療関連機<br>器の製造販売                     |
| 株式会社トリムメディカルインスティテュート | 50,000 千円       | 98.0               | 電解水透析用逆浸透精製水製<br>造システムの販売、糖分解代<br>謝物の受託測定業務 |

(注) 「議決権の所有割合」欄の[内書]は間接所有であります。

## (4) 対処すべき課題

### ①経営方針

当社グループは、“快適で健康なヒューマンライフの創造に貢献する”ことを企業理念とし、グローバルなメディカルカンパニーへの飛躍を目指しております。

短期的業績伸長のための対処はもとより、持続的成長、企業価値向上の実現のために、中長期的な視野に立った先行投資やイノベティブな取組みを進めます。

財務面では、当社グループは、健全な財務体質であると自負しておりますが、コロナ禍のような緊急時に自社グループで機動的な対応ができるよう、さらなる内部留保の充実も視野に、より筋肉質な経営を目指してまいります。

### ②対処すべき課題

当社グループは、以下のテーマを課題とし、その対策に取り組んでおります。また、SDGsの取組みとも連携し、持続的成長、企業価値向上を実現してまいります。

#### 1) ウォーターヘルスケア事業

整水器関連事業につきましては、以下のとおりです。

当社は、現在の約85万件の整水器アクティブユーザー数を300万件とすることを目指しております。その早期実現には、年間販売台数を大きく伸長させる必要があります。そのため、以下の課題に取り組んでおります。

##### (i) 販売チャネル

コロナ禍では、セミナーや催事の開催が制限されるなどの影響を受けましたが、徹底した感染予防対策により、参加者が安心して参加できる環境整備に注力した結果、一定水準の展開は維持できました。しかし一方でこのような事態にも対応できる強い営業体制を構築するためにも、新たな販売チャネルの構築が必要です。その一つとして、WEBマーケティングに注力し、着実に進展しております。この取り組みは、電解水素水、整水器の認知や理解向上にも寄与するものであり、既存の販売チャネルにも大きな後押しとなります。

##### (ii) 研究

産官学共同研究によるエビデンスは、電解水素水の普及促進に不可欠と考えております。現在、理化学研究所（基礎研究、動物研究、臨床研究）、東北大学（糖尿病患者への飲用による臨床研究）、東京大学（基礎研究）等との共同研究を精力的に展開しております。2023年3月期は、投稿中のものも含めて6報の論文投稿を予定しており、これらの成果を追い風とすべく、PR展開への連携も図ってまいります。一方

で、当社独自の電解技術の他分野への応用に向けた研究開発にも取り組んでおりません。

### (iii) 製品開発

ユーザー数300万件の実現には、より幅広い消費者のニーズにあった高性能で汎用性の高い製品の開発が必須です。機能向上は勿論、使い易さ、デザイン、サイズ、コスト等、これまでの概念に囚われることなく、製品の開発、改良に取り組んでおります。また、飲用分野のみならず、電解水透析の医療分野や農業分野、工業分野などでの新たな事業開拓を目指した製品開発にも、産学共同研究とも連携して取り組んでおります。

### (iv) ブランディング

当社グループの成長を加速し、持続的成長を実現するためには、トリムブランドを構築することも必要です。そのため、認知度向上を目的としたマスメディアやWEB上での広報活動は勿論のこと、SDGsの重要性が増す中、浄水カートリッジのリサイクルをはじめ、トリムグループだからこそできるSDGsにも取り組んでおります。それとともに、顧客満足度や会社の信頼性も当然重要な要素であり、顧客のフォロー体制、社内管理体制、内部統制等の充実にも努めております。

### (v) サプライチェーン

ここ数年来のコロナ禍により、半導体をはじめとした部材の安定的な調達を維持することが厳しい環境にあります。その対策として、複数の仕入れ先を確保するとともに、製造部門、販売部門が密に連携をとって先の見通しの確度を上げ、先行した対応を実施しております。またコロナ禍に加え、昨今のウクライナ情勢を受けて部材調達コストが跳ね上がっており、その対策として、現在のメイン商材であるTRIMION Refineの職域で展開している特別販売価格を値上げするとともに、最高機種であるTRIMION GRACEの構成比を今後引き上げてまいります。

一方、環境や人権などSDGsの観点からの対応につきましても、取引先と協力して進めてまいります。

## 2) 医療関連事業

電解水透析事業につきましては、以下のとおりです。

### (i) 販売チャネル

コロナ禍の長期化により、病院を訪問しての営業に制限がかかる中、日本透析医学会でのWEBセミナー開催など、昨年度に引き続き、WEBマーケティングに注力いたしました。また、透析装置メーカーとの連携を密にし、全国展開する病院チェーンや

地域の主導的立場にある病院へのアプローチを強化しております。

(ii) 研究

電解水透析の臨床研究につきましては、昨年10月に論文発表された透析患者の重度の疲労感をほぼ消失した報告を始め、粗死亡率の低下や降圧剤の投与量減少など目覚ましい成果が報告されており、引き続き、蓄積に取り組んでまいります。また、電解水透析は患者の方々のQOL改善とともに病院経営の収益面で寄与することも報告されており、電解水透析普及の大きな後押しとなることから、その実証についても検討を進めております。

(iii) 製品開発

電解水透析システムをより多くの施設に導入いただくには、水の質の高品質化、安定性はもちろん、システムの小型化やメンテナンス性の向上、コストも重要な要素です。今後、より普及を促進することを目指し、医療機器化も視野にさらなる改良、開発に取り組んでおります。

(iv) サプライチェーン

サプライチェーンにつきましては、整水器事業と同様に、複数の仕入れ先を確保するとともに、製造部門、販売部門が密に連携をとって先の見通しの確度を上げ、先行した対応を実施するとともに、環境や人権などSDGsの観点からの対応につきましても、取引先と協力して進めてまいります。

再生医療関連事業につきましては、以下のとおりです。

(i) 契約が終了した検体についての取扱い

株式会社ステムセル研究所では、契約が終了した検体の取扱いについて、厚生労働省より破棄する事を要請されております。同社は、厚生労働省の要請に従い、契約者の同意が得られた場合は、当人の意思に基づき破棄を実施しております。一方、転居等で連絡が取れない等、契約者からの意思表示が得られない顧客に関しては、将来、万が一保管した検体を使用する事態に備え、無断で破棄することはせず、社内倫理委員会の検討結果も踏まえ、現状はその取扱を留保しております。同社の保管方針、破棄に関する取扱いに関しては、今後方針が固まり次第、厚生労働省とも協議しながら、お客様より、「さずかった希望を、託されている。」という想いに寄り添い、適切に対処してまいります。

(ii) 細胞処理能力の増強

株式会社ステムセル研究所の主事業である「細胞バンク事業」においては、近年その需要が急激に高まってきており、保管検体数の増加に伴い、細胞処理・細胞保管セ



センターの増設が喫緊の課題であります。既存の細胞保管施設の保管容量を超える可能性があることから、2021年3月までに細胞保管センターの拡充を図りました。更には、将来の大幅な検体増に、また、「さい帯（へその緒）」等を含めた、出産に由来する組織由来の細胞（周産期組織由来細胞）の採取、保管に向けた事業の拡大に備え、新たな細胞処理・細胞保管センターの確保により、細胞処理能力、細胞保管能力の増強を目指しております。

### 3) 新規事業

当社グループが持続的に成長していくためには、現在の主軸事業である整水器関連事業の他に、新たな事業軸を構築することが必要であると考えております。その一つとして最も注力しております医療関連事業の他、農業分野や工業分野でも電解水素水による新規事業の創出に取り組んでおり、いずれも非常に大きな将来性があると考えております。今後も、グループ全体のシナジーを念頭に、将来性を見込める新規事業に対して先行投資を実施してまいります。

### 4) サステナビリティ

当社では、5つの重要領域（健康・医療、環境、ひと、社会、サプライチェーン）における9つのマテリアリティ（重要課題）を特定しております。企業活動を通じて、社会課題を解決していくべく鋭意取り組んでまいります。

### 5) 人財

当社グループが持続的な成長を実現するためには、多様な人財の登用、育成が必要です。中でも、女性の活躍は不可欠であると考えており、マテリアリティでもありますダイバーシティ&インクルージョンに取り組んでまいります。また、社員の生産性の向上や健全な労働環境づくりを目的に、代表取締役社長を責任者とした体制で「健康経営」を推進するなど、働き方改革にも取り組んでおります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。



## (5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

| 事業部門         | 事業内容                                                                        |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| ウォーターヘルスケア事業 | 電解水素水整水器等を中心とした健康機器販売及びそれに関連する付属品等の販売。ボトルドウォーターの製造販売。                       |
| 医療関連事業       | 細胞バンク事業。国産細胞医薬品の開発。医薬研究用機器・医療関連機器の製造販売。電解水透析用逆浸透精製水製造システムの販売。糖分解代謝物の受託測定業務。 |

## (6) 企業集団の主要な拠点 (2022年3月31日現在)

### ①当社

| 名 称    | 所在地      | 名 称    | 所在地      |
|--------|----------|--------|----------|
| 本 社    | 大阪市北区    | 横浜営業所  | 横浜市港北区   |
| 東京オフィス | 東京都千代田区  | 新潟営業所  | 新潟市中央区   |
| 大阪オフィス | 大阪市北区    | 長野営業所  | 長野県長野市   |
| 札幌支社   | 札幌市中央区   | 静岡営業所  | 静岡市葵区    |
| 仙台支社   | 仙台市青葉区   | 浜松営業所  | 浜松市中区    |
| 東京支社   | 東京都中央区   | 金沢営業所  | 石川県金沢市   |
| 名古屋支社  | 名古屋市中区   | 京都営業所  | 京都市下京区   |
| 広島支社   | 広島市中区    | 姫路営業所  | 兵庫県姫路市   |
| 高知支社   | 高知県高知市   | 山陰営業所  | 鳥取県米子市   |
| 福岡支社   | 福岡市博多区   | 岡山営業所  | 岡山市北区    |
| 青森営業所  | 青森県青森市   | 松山営業所  | 愛媛県松山市   |
| 宇都宮営業所 | 栃木県宇都宮市  | 長崎営業所  | 長崎県長崎市   |
| 高崎営業所  | 群馬県高崎市   | 熊本営業所  | 熊本市中央区   |
| 大宮営業所  | さいたま市大宮区 | 鹿児島営業所 | 鹿児島県鹿児島市 |
| 千葉営業所  | 千葉市中央区   | 沖縄営業所  | 沖縄県那覇市   |

## ②子会社等の本社

| 名 称                     | 所在地          |
|-------------------------|--------------|
| 株式会社トリムエレクトリックマシナリー     | 高知県南国市       |
| 株式会社トリムライフサポート          | 大阪市北区        |
| 広州多寧健康科技有限公司            | 中国・広東省       |
| P T. SUPER WAHANA TEHNO | インドネシア・タンゲラン |
| 株式会社トリムメディカルホールディングス    | 大阪市北区        |
| 株式会社ステムセル研究所            | 東京都港区        |
| ストレッチス株式会社              | 大阪市北区        |
| 株式会社トリムメディカルインスティテュート   | 大阪市北区        |

## (7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

### ①企業集団の従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 608名 | 32名増        |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 外務員は上記に含んでおりません。

### ②当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------|-----------|--------|--------|
| 321名 | 6名減       | 42.41歳 | 12.76年 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。  
2. 外務員は上記に含んでおりません。

## (8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

特記すべき事項はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| ①発行可能株式総数 | 16,000,000株       |
| ②発行済株式の総数 | 7,667,404株        |
|           | (自己株式989,376株を除く) |
| ③株主数      | 6,408名            |
| ④大株主      |                   |

| 株主名                                        | 持株数         | 持株比率   |
|--------------------------------------------|-------------|--------|
| 森澤 紳勝                                      | 3,350,580 株 | 43.6 % |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）                         | 631,600 株   | 8.2 %  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                    | 523,600 株   | 6.8 %  |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C I.M.F.    | 120,400 株   | 1.5 %  |
| 株式会社三井住友銀行                                 | 120,000 株   | 1.5 %  |
| 日本トリム従業員持株会                                | 103,136 株   | 1.3 %  |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019 | 101,900 株   | 1.3 %  |
| 三谷 禎秀                                      | 70,000 株    | 0.9 %  |
| 住友生命保険相互会社                                 | 50,000 株    | 0.6 %  |
| 第一生命保険株式会社                                 | 50,000 株    | 0.6 %  |

(注) 1. 当社は、自己株式（989,376株）を保有しておりますが、上記の大株主には記載しておりません。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

2. 上記の大株主に記載の森澤紳勝氏の持株数は、本人及び親族が株式を保有する資産管理会社の株式会社ラボレムスが保有する株式数2,120,300株（27.6%）を含めた実質持株数を記載しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

## (2) 会社の新株予約権等に関する事項

### ①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2015年9月2日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ・新株予約権の行使価額 1株につき4,095円
- ・新株予約権の行使期間 2017年9月12日から2022年9月11日まで
- ・新株予約権の行使条件

1. 1個の新株予約権の一部につき行使することはできない。
2. (i)当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたとき(ただし、存続会社又は当社の完全親会社の新株予約権が新たに発行される場合を除く。)、(ii)当社の全てもしくは実質的に全ての資産が売却されるとき、又は(iii)当社の総株主の議決権の50%に相当する株式を第三者が取得するときには、新株予約権を行使することができる期間の定めにかかわらず、当社はその旨新株予約権者に通知し、新株予約権者は当該通知受領後15日間、割当を受けた新株予約権のうち未行使のもの全てを行使することができる。
3. 新株予約権の行使時において、当社、当社子会社又は当社の関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社、当社子会社又は当社の関係会社の取締役又は従業員たる地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

・当社役員の保有状況

|               | 新株予約権の数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保有者数 |
|---------------|---------|---------------|------|
| 取締役(社外取締役を除く) | 200個    | 普通株式 20,000株  | 2名   |

### ②当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権の状況 該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ①取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

| 地位      | 氏名     | 担当及び重要な兼職の状況                           |
|---------|--------|----------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 森澤 紳勝  |                                        |
| 専務取締役   | 尾田 虎二郎 | 営業本部長                                  |
| 専務取締役   | 田原 周夫  | 管理本部長兼経営企画部長                           |
| 常務取締役   | 西谷 由実  | 営業副本部長兼DS事業部長兼東京支社長                    |
| 取締役     | 亀井 美登里 | 埼玉医科大学 医学部社会医学 教授                      |
| 取締役     | 大仁 邦彌  | 日本サッカーミュージアム 館長<br>公益財団法人日本サッカー協会 最高顧問 |
| 常勤監査役   | 神崎 昭彦  |                                        |
| 監査役     | 篠田 哲志  | 株式会社アーバネットコーポレーション 社外取締役               |
| 監査役     | 桑原 克介  |                                        |

(注) 1. 取締役の異動

(1) 2021年6月22日開催の第39期定時株主総会において、大仁邦彌氏は取締役に選任され、就任いたしました。

2. 監査役の異動

(1) 2021年6月22日開催の第39期定時株主総会において、神崎昭彦氏は監査役に選任され、7月1日に就任いたしました。

(2) 2021年6月30日をもって、常勤監査役森澤邦雄氏は辞任により退任いたしました。

3. 取締役亀井美登里氏及び大仁邦彌氏は、社外取締役であり、当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

4. 監査役篠田哲志氏及び桑原克介氏は、社外監査役であり、当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

5. 監査役神崎昭彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役篠田哲志氏及び桑原克介氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## ②責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

## ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、被保険者の範囲を全ての役員・執行役員とした会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険の保険料は、すべて当社で負担しており、被保険者である各役員・執行役員による負担はありません。填補の対象は法律上の損害賠償金、争訟費用としております。

## ④取締役及び監査役の報酬等の額

### イ.取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

#### ・決定方針の決定方法

当社は、当社グループの持続的成長と企業価値向上を実現するために機能する報酬体系とすることを目的に、2021年2月26日開催の取締役会において、会社法第361条第7項の規定に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（以下、「決定方針」という。）を決議しております。

#### ・決定方針の内容の概要

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その概要は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は当社グループの持続的成長及び企業価値向上を実現するために機能する報酬体系とし、取締役の報酬水準は、経済・社会情勢等を踏まえたものとするを基本方針とする。具体的には、a.基本報酬、b.短期インセンティブ報酬としての賞与、c.中長期インセンティブ報酬としてのストック・オプションで構成する。

社外取締役については、経営への監督機能を有効に機能させるため、基本報酬のみとする。

今後、さらなる中長期の企業価値創造を引き出すため、固定報酬の割合を下げ、業績連動による報酬の新たな導入の検討を進める。

#### a.基本報酬

月例の固定報酬とし、役位及び担当する職務等に応じて決定する。  
(退職慰労金を含む。)

#### b.短期インセンティブ報酬としての賞与

賞与の額及び支給の時期については、株主総会決議に従うことを前提に、代表取締役社長が会社の業績、役位及び担当する職務等に応じて案を策定し、取締役会において決定する。

#### c.中長期インセンティブ報酬としてのストック・オプション

取締役に対し、中長期インセンティブ報酬としてのストック・オプションを付与する場合は、都度、その内容について取締役会で決議の上、株主総会に付議することとする。

・当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度の取締役の個人別報酬等の内容については、基本報酬のみで構成されておりますが、コロナ禍での事業の進捗等を鑑み、取締役会として、決定方針に沿うものであり妥当であると判断しております。

#### ロ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬の額は、1997年6月27日開催の第15期定時株主総会において年額200百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。また、当該報酬とは別枠で、2015年6月23日開催の第33期定時株主総会においてストック・オプション報酬額として年額150百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名で、当該ストック・オプションの対象となる取締役の員数は2名です。監査役の報酬額は、1998年6月26日開催の第16期定時株主総会において年額30百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

## ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の基本報酬としての金銭報酬については、代表取締役社長森澤紳勝に取締役個人別の報酬額の具体的内容を委任し、代表取締役社長において決定しております。

理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していることによります。取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を十分配慮した上で決定することとしております。

## 二. 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分      | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |             |            |           | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|-----------|-----------------|-----------------|-------------|------------|-----------|-----------------------|
|           |                 | 基本報酬            | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 | 退職<br>慰労金 |                       |
| 取締役       | 134             | 121             | —           | —          | 12        | 6                     |
| (うち社外取締役) | (10)            | (10)            | (—)         | (—)        | (—)       | (2)                   |
| 監査役       | 24              | 23              | —           | —          | 1         | 4                     |
| (うち社外監査役) | (7)             | (7)             | (—)         | (—)        | (—)       | (2)                   |
| 合計        | 158             | 145             | —           | —          | 13        | 10                    |

- (注) 1. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
2. 上記支給額のほか、2021年6月22日開催の第39回定時株主総会決議に基づき役員退職慰労金を退任監査役1名に対して1,145千円支給しております。なお、当事業年度並びに当事業年度以前の事業報告において記載済の役員退職慰労引当金繰入額を除いております。
3. 上記の監査役の支給人員には、2021年6月30日に退任した監査役1名を含んでおります。



⑤社外役員に関する事項

- ・重要な兼職先と当社との関係  
特記すべき事項はありません。
- ・当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名    | 取締役会<br>出席状況 | 監査役会<br>出席状況 | 主な活動状況                                                                                                                   |
|-------|--------|--------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 亀井 美登里 | 18回中<br>18回  | —            | 期待される役割に基づき、長年にわたる厚生労働行政に携わった豊富な経験と幅広い見識をもとに、コーポレートガバナンスについて独立した立場から監督に務めております。また、ダイバーシティや、新型コロナウイルスへの対応等について助言を行っております。 |
| 社外取締役 | 大仁 邦彌  | 15回中<br>15回  | —            | 期待される役割に基づき、長年にわたる公益法人運営に携わった豊富な経験と幅広い見識をもとに、コーポレートガバナンスについて独立した立場から監督に務めております。また、SDGsに関する施策等について助言を行っております。             |
| 社外監査役 | 篠田 哲志  | 18回中<br>18回  | 14回中<br>14回  | 議案審議等について、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行っております。                                                                      |
| 社外監査役 | 桑原 克介  | 18回中<br>18回  | 14回中<br>14回  | 議案審議等について、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行っております。                                                                      |

(注) 社外取締役 大仁邦彌氏は2021年6月22日開催の第39期定時株主総会において新たに選任されたため、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

#### (4) 会計監査人の状況

①名称 有限責任 あずさ監査法人

#### ②報酬等の額

|                               | 支払額   |
|-------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る報酬等の額                 | 28百万円 |
| 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 47百万円 |

- (注) 1. 当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「基幹システム再構築におけるリアルタイムレビュー業務」等を委託し、対価を支払っております。

#### ④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

~~~~~  
本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,160,216	流動負債	4,896,390
現金及び預金	11,878,323	買掛金	474,847
受取手形及び売掛金	3,861,929	1年内返済予定の長期借入金	4,200
有価証券	502,520	未払法人税等	350,646
製品	565,610	前受金	2,943,568
原材料及び貯蔵品	858,048	賞与引当金	169,544
その他	515,314	製品保証引当金	51,000
貸倒引当金	△21,530	その他	902,583
固定資産	8,430,729	固定負債	891,762
有形固定資産	4,347,646	長期借入金	3,150
建物及び構築物	1,148,789	役員退職慰労引当金	245,464
土地	2,573,876	退職給付に係る負債	326,027
その他	624,979	その他	317,120
無形固定資産	717,390	負債合計	5,788,153
のれん	423,149	(純資産の部)	
その他	294,241	株主資本	19,848,256
投資その他の資産	3,365,692	資本金	992,597
投資有価証券	2,069,977	資本剰余金	2,201,238
繰延税金資産	477,919	利益剰余金	20,474,159
その他	867,493	自己株式	△3,819,738
貸倒引当金	△49,698	その他の包括利益累計額	△27,934
		その他有価証券評価差額金	2,223
		為替換算調整勘定	△26,653
		退職給付に係る調整累計額	△3,503
		新株予約権	28,720
		非支配株主持分	953,750
		純資産合計	20,802,792
資産合計	26,590,946	負債純資産合計	26,590,946

(注) 本連結計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		16,276,960
売上原価		5,027,687
売上総利益		11,249,273
販売費及び一般管理費		9,250,325
営業利益		1,998,947
営業外収益		
受取利息	21,309	
持分法による投資利益	128	
不動産賃貸料	79,483	
為替差益	2,223	
助成金収入	134	
その他	30,813	134,093
営業外費用		
支払利息	3,794	
貸与資産減価償却費	14,832	
株式交付費	6,219	
株式公開費用	9,378	
その他	6,907	41,132
経常利益		2,091,909
特別利益		
固定資産売却益	295	295
特別損失		
固定資産売却損	395	
固定資産除却損	36	431
税金等調整前当期純利益		2,091,773
法人税、住民税及び事業税	23,351	
法人税等調整額	△8,608	14,743
当期純利益		2,077,030
非支配株主に帰属する当期純利益		136,119
親会社株主に帰属する当期純利益		1,940,910

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,593,786	流動負債	1,289,644
現金及び預金	6,386,325	買掛金	409,655
売掛金	3,043,524	未払金	384,519
有価証券	502,520	未払費用	84,853
製品	180,065	賞与引当金	102,200
前払費用	91,817	その他	308,416
その他	390,294	固定負債	564,487
貸倒引当金	△760	役員退職慰労引当金	224,415
固定資産	7,946,046	退職給付引当金	287,976
有形固定資産	2,725,574	その他	52,095
建物	326,433	負債合計	1,854,131
工具器具備品	110,740	(純資産の部)	
土地	2,222,880	株主資本	16,654,758
その他	65,520	資本金	992,597
無形固定資産	258,500	資本剰余金	977,957
その他	258,500	その他資本剰余金	977,957
投資その他の資産	4,961,971	利益剰余金	18,503,942
投資有価証券	1,835,841	利益準備金	248,149
関係会社株式	1,716,380	その他利益剰余金	18,255,793
長期貸付金	443,970	任意積立金	8,770,000
繰延税金資産	408,100	繰越利益剰余金	9,485,793
差入保証金	269,242	自己株式	△3,819,738
その他	322,468	評価・換算差額等	2,223
貸倒引当金	△34,033	その他有価証券評価差額金	2,223
		新株予約権	28,720
		純資産合計	16,685,702
資産合計	18,539,833	負債純資産合計	18,539,833

(注) 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		12,935,782
売 上 原 価		3,752,329
売 上 総 利 益		9,183,452
販売費及び一般管理費		8,134,713
営 業 利 益		1,048,739
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,574	
受 取 配 当 金	79,778	
不 動 産 賃 貸 料	79,483	
そ の 他	34,354	195,189
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,559	
貸 与 資 産 減 価 償 却 費	14,832	
そ の 他	3,802	20,194
経 常 利 益		1,223,734
税 引 前 当 期 純 利 益		1,223,734
法人税、住民税及び事業税	3,704	
法人税等調整額	△6,360	△2,655
当 期 純 利 益		1,226,389

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社 日本トリム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 武久 善栄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河野 匡伸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本トリムの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本トリム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社 日本トリム
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 武久 善栄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 河野 匡伸
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本トリムの2021年4月1日から2022年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社日本トリム 監査役会

常勤監査役 神崎 昭彦 ㊟

社外監査役 篠田 哲志 ㊟

社外監査役 桑原 克介 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第40期の期末配当につきましては、当事業年度の業績と当社の財政状態を総合的に勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金60円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は460,044,240円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月22日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、企業価値向上に向けた投資等に活用し、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	100,000,000円
---------	--------------

(2) 増加する剰余金の項目とその額

任意積立金	100,000,000円
-------	--------------

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 新しい経営体制に備え、当社株主総会および取締役会の招集権者および議長について所要の変更を行うとともに、役付取締役の選定につき所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ①変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ②変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。	(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、 <u>取締役会長</u> または <u>取締役社長</u> が招集し、その議長に任ずる。ただし、 <u>取締役会長及び取締役社長</u> に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>< 新 設 ></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、取締役のうちから取締役社長・取締役副社長・専務取締役及び常務取締役を選任することができる。ただし、取締役社長は代表取締役のうちから選任する。</p> <p>② 前項により、役付取締役をおいたとき、代表取締役社長は会社の業務を総括し、他の取締役は代表取締役社長を補佐し、かつ会社の業務を分掌する。</p> <p>③ 代表取締役社長に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が代表取締役社長の職務を代行する。</p>	<p>< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、取締役のうちから取締役会長・取締役社長・取締役副社長・専務取締役・常務取締役その他の役付取締役を選定することができる。</p> <p>② 前項により、役付取締役をおいたとき、取締役会長及び取締役社長は会社の業務を総括し、他の取締役は取締役会長及び取締役社長を補佐し、かつ会社の業務を分掌する。</p> <p>③ 取締役会長及び取締役社長に差し支えあるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会長及び取締役社長の職務を代行する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、<u>代表取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、代表取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、</u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。</p> <p>< 新 設 ></p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほかは、<u>取締役会長または取締役社長が招集し、その議長に任ずる。ただし、取締役会長及び取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、</u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がその任にあたる。</p> <p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって現在の取締役全員（6名）は任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	もりさわ しんかつ 森澤 紳勝 (1944年10月8日生) 再任	1982年6月 当社設立 代表取締役社長（現任） 【選任理由】 同氏は、創業以来当社の代表取締役として豊富な経営経験を有し、現在も当社及び当社グループの統括責任者としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社及び当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。	1,230,280株
2	おだ こじろう 尾田 虎二郎 (1956年11月17日生) 再任	2007年5月 当社入社 2007年6月 当社執行役員管理事業部長 2008年4月 当社専務執行役員管理事業部長 2008年6月 当社専務取締役管理事業部長 2009年1月 当社専務取締役営業副本部長 2009年10月 当社専務取締役営業副本部長兼業務部長 2009年12月 当社専務取締役営業副本部長 2014年7月 当社専務取締役管理本部長 2018年4月 当社専務取締役営業本部長（現任） 【選任理由】 同氏は、管理部門及び営業部門における豊富な業務実績と取締役としての豊富な経営経験を有し、現在も当社及び当社グループの経営陣としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社及び当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。	一株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">たはらのりお 田原周夫 (1972年5月20日生)</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 2px 5px;">再任</div>	<p>2003年3月 当社入社 2013年4月 当社経営企画部長 2014年1月 当社執行役員経営企画部長 2017年6月 当社取締役経営企画部長 2018年4月 当社取締役管理本部長兼経営企画部長 2019年4月 当社専務取締役管理本部長兼経営企画部長（現任）</p> <p>【選任理由】 同氏は、経営企画部門において、グループ全体の経営戦略や予算策定、IR活動等の業務実績を有しており、更なる経営体制の強化及び企業価値向上を実現するため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>	12,800株
4	<p style="text-align: center;">にしただよしみ 西谷由実 (1958年12月24日生)</p> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 2px 5px;">再任</div>	<p>1987年11月 当社入社 2003年6月 当社取締役名古屋支社長 2006年4月 当社取締役DS・HS事業部統括兼本社営業部長 2007年4月 当社常務取締役DS・HS事業部統括 2008年4月 当社常務取締役DS・HS事業部統括兼本社営業部長 2009年1月 当社常務取締役名古屋支社長 2009年10月 当社常務取締役東京支社長 2011年4月 当社常務取締役名古屋支社長 2012年4月 当社常務取締役東京支社長 2014年7月 当社常務取締役営業本部長兼東京支社長 2016年4月 当社常務取締役営業本部長兼本社営業部長 2017年4月 当社常務取締役営業本部長 2018年4月 当社常務取締役営業副本部長兼DS事業部長 2019年4月 当社常務取締役営業副本部長兼DS事業部長兼東京支社 2022年4月 当社常務取締役営業副本部長兼DS事業部長兼本社営業部長（現任）</p> <p>【選任理由】 同氏は、営業部門における豊富な業務実績と取締役としての豊富な経営経験を有し、現在も当社の経営陣としてリーダーシップを発揮していることから、同氏の能力・経験等を当社の経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>	7,900株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	<p style="text-align: center;">かめい みどり 亀井美登里 (1959年12月23日生)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">社外</div> </div>	<p>1990年4月 厚生省(現 厚生労働省) 入省 2001年1月 医薬品機構(現 PMDA) 参事 2002年8月 人事院 勤務条件局 職員課 健康安全対策室 室長 2009年7月 厚生労働省 医薬食品局 血液対策課 課長 2010年7月 同省 健康局 結核感染症課 課長 2011年7月 同省 成田空港検疫所 所長 2014年4月 地域医療機能推進機構 理事 2016年4月 厚生労働省大臣官房付(地域医療担当) 審議官級 併任内閣事務官(内閣官房副長官補付) 2016年6月 厚生労働省退職 2016年8月 埼玉医科大学 医学部社会医学教授(現任) 2019年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>【選任理由及び期待される役割の概要】 同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる厚生労働行政に携わった豊富な経験と医療について幅広い見識を有しております。家庭用医療機器の製造販売を主事業とし、ウィズコロナ時代において、グローバルなメディカルカンパニーを目指す当社の経営全般について医療専門家の立場から助言を頂戴し、独立した立場からコーポレートガバナンス強化に務めていただくことにより、当社グループの企業価値向上に寄与していただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	一株

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	<p style="text-align: center;">だいにくにや 大 仁 邦 彌 (1944年10月12日生)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px; background-color: #ADD8E6;">社外</div> </div>	<p>1970年 4 月 三菱重工業株式会社入社 1972年～1977年 サッカー日本代表選手 (インターナショナルAマッチ 44試合出場) 1992年10月 (財)日本サッカー協会 特任理事 1996年 6 月 (財)日本サッカー協会 理事 2000年 5 月 (財)日本サッカー協会 常務理事 2000年 9 月 三菱重工業株式会社退職 2003年 3 月 株式会社日本フットボールヴィレ ッジ 代表取締役副社長 2006年 4 月 日本フットサル連盟(現 (一財)日 本フットサル連盟) 会長 2006年 7 月 (財)日本サッカー協会 副会長 2007年 8 月 日本フットサルリーグ 最高執行 責任者(COO) 2012年 6 月 (公財)日本サッカー協会 会長 2012年 8 月 FIFA(国際サッカー連盟)加盟協会 委員会委員 2016年 3 月 (公財)日本サッカー協会 名誉会長 2016年 3 月 日本サッカーミュージアム 館長 (現任) 2020年 3 月 (公財)日本サッカー協会 最高顧問 (現任) 2021年 6 月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>【選任理由及び期待される役割の概要】 同氏は、長年にわたり日本サッカー界を牽引し、 公益財団法人のトップとして、また企業経営者とし ても豊富な経験と幅広い見識を有しております。 SDGsが重視される中、グローバルなメディ カルカンパニーを目指す当社の経営全般について 助言を頂戴し、独立した立場からコーポレートガ バナンス強化に務めていただくことにより当社グ ループの企業価値向上に寄与していただくことを 期待し、社外取締役として選任をお願いするもの であります。</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 亀井美登里氏及び大仁邦彌氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 亀井美登里氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。大仁邦彌氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は、亀井美登里氏及び大仁邦彌氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める最低責任限度額を限度として責任を負担するものとする契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、本議案が承認可決され、取締役に再任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案に係る取締役の任期中に、当該保険契約を更新する予定です。

(ご参考) スキルマトリックス

氏名	企業経営	営業・マーケティング	製造・品質管理	研究開発	人事・人材開発	財務・会計・内部統制	法務・リスクマネジメント	ESG・サステナビリティ
森澤 紳勝	○		○	○				○
尾田 虎二郎		○	○		○	○	○	○
田原 周夫	○	○		○	○	○	○	○
西谷 由実		○						○
亀井 美登里				○			○	○
大仁 邦彌	○							○
神崎 昭彦						○	○	○
篠田 哲志	○					○	○	○
桑原 克介					○	○	○	○

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め社外監査役の補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
いまはし まさたか 今橋正隆 (1953年9月22日生)	1976年4月 株式会社太陽神戸銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行	一株
	1995年10月 株式会社さくら銀行（現 株式会社三井住友銀行）住吉支店長	
	1999年4月 同行チャネル改革部長	
	2001年4月 株式会社三井住友銀行御堂筋法人営業第一部長	
	2004年4月 株式会社みなと銀行営業推進部長	
	2005年6月 同行執行役員営業推進部長	
	2008年4月 同行執行役員営業統括部長兼資産運用サポート部長	
	2008年6月 同行常勤監査役	
	2011年6月 株式会社みなとカード代表取締役社長	
	2016年6月 当社社外監査役	
2020年6月 当社社外監査役（退任）		
	【選任理由】 同氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあり、社外監査役としての十分な活動実績があることに加え、金融機関等において役員として培われた専門的な知識等を、当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。	

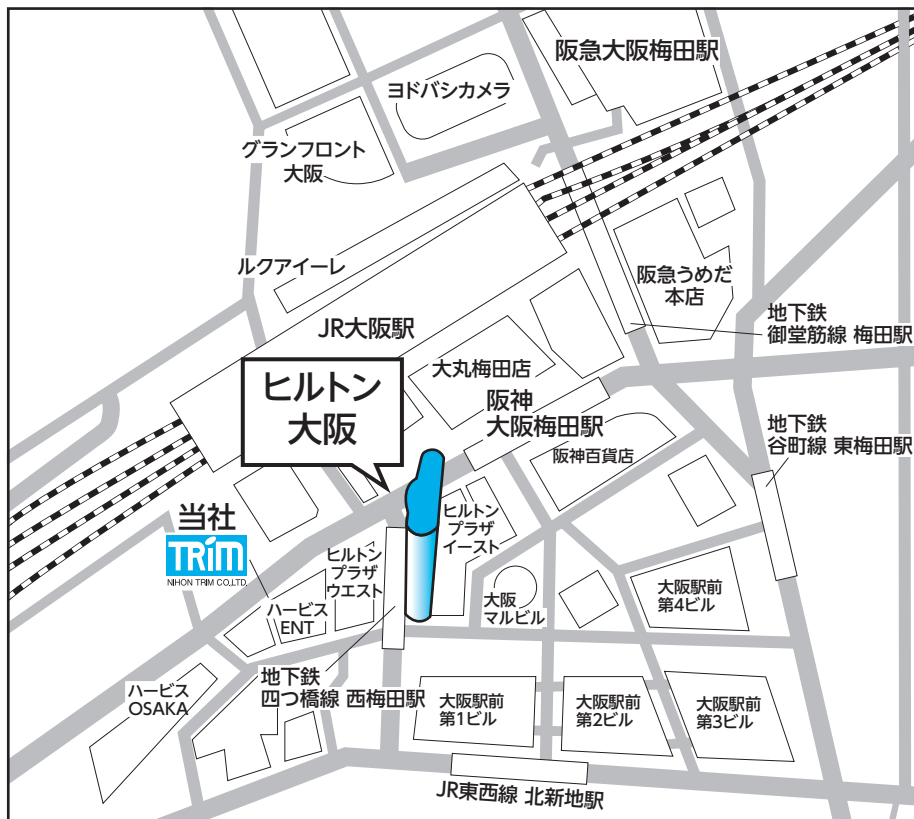
- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 今橋正隆氏は、補欠の社外監査役候補者であります。なお、今橋正隆氏が社外監査役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 今橋正隆氏が社外監査役に就任した場合は、当社が、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める最低責任限度額を限度として責任を負担するものとする契約を締結する予定であります。

4. 当社は、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。今橋正隆氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市北区梅田一丁目8番8号
ヒルトン大阪 4階「金の間」



交 通 J R 大 阪 駅より徒歩約2分
阪 神 大 阪 梅 田 駅より徒歩約1分
阪 急 大 阪 梅 田 駅より徒歩約7分
地下鉄四つ橋線西梅田駅より徒歩約1分
地下鉄御堂筋線梅田駅より徒歩約5分